

平成 17 年 11 月 11 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について

本所は、札幌証券取引所活性化のための上場・売買制度の見直しを行います。
概要は次のとおりです。

「札幌証券取引所活性化のための上場・売買制度の見直しについて」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年
11 月 24 日（木）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、
下記意見提出先においても配布しております。

記

1．意見提出期限

平成 17 年 11 月 24 日（木）

2．提出方法

郵送、ファクシミリ

3．宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4．意見等処理方法

平成 17 年 11 月 24 日（木）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

札幌証券取引所活性化のための上場・売買制度の見直しについて

平成 17 年 11 月 11 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

項 目	内 容	備 考
趣 旨	<p>本所では、平成 12 年に成長性の高い企業を対象としたアンビシャスを開設し、成長企業に対する資金調達手段の提供と投資者に対する魅力的な投資物件の提供に努めてまいりました。こうした中で、会員証券会社及びアンビシャス上場を目指す企業の支援を行っている団体からアンビシャスの株券上場審査基準等の見直しについて要望がなされております。</p> <p>そこで、成長企業の上場を促進し、投資者への更なる投資機会の提供を図り、もって経済の活性化に資するため、将来において高い成長の可能性を有していると認められる企業に対して、幅広く門戸を開くため、アンビシャスの株券上場審査基準等について所要の改正を行うこととします。</p> <p>また、本所では、市場参加者の多様なニーズに応え、より一層使い勝手の良い市場を提供するため、通常のオークション取引とは別に、立会外取引を行っています。現在、立会外取引の午前立会前の取引時間は午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分まで、午後立会後の取引時間は午後 3 時 30 分から午後 4 時までとしていますが、一層の利便性を高めるため、終了時間を午前立会前の取引時間は午前 9 時まで、午後立会後の取引時間は午後 5 時まで延長することとするほか、立会外取引制度に事前公表型の自己株式取得に関する売買制度を整備するなど所要の改正を行うこととします。</p>	

<p>・改正概要</p> <p>1. アンビシャス上場制度の見直し</p> <p>(1) 企業の成長性に係る要件の見直し</p> <p>(2) 株主資本の額、上場時価総額</p> <p>(3) 利益の額</p> <p>(4) 上場申請のための半期報告書の提出不要について</p>	<p>売上高に係る対象要件を見直し、幹事会員が提出する「高い成長の可能性」を有している旨及びその理由を記載した書面において、本所が適当と認める企業を対象とする。</p> <p>上場時株主資本が1億円以上かつ時価総額3億円以上又は上場時株主資本正かつ上場時価総額5億円以上とする</p> <p>直前事業年度の営業利益が負であっても、上場後、収益の向上が期待できる旨及びその理由を記載した書面を幹事会員が提出した場合において、本所が適当と認めた場合には営業利益が正であることを問わないこととする。この場合、投資者保護の観点から「上場申請のための有価証券報告書1の部」のリスク情報に営業損失となっている理由、今後の見通しなど、本所が適当と認める事項を記載するものとする。</p> <p>アンビシャスへの新規上場申請者については、最近1年間に終了する事業年度の間会計期間に係る「上場申請のための半期報告書」の提出を要しないこととする。</p>	<p>現行では、今後の成長又は拡大が期待される分野の事業を営んでいることにより高い成長性を有している企業や新たな発想に基づく技術等を利用して最近2年間の売上高の増減率の平均が10%以上でかつ最近1年間の売上高の増減率が正である企業を要件としている。</p> <p>現行では、上場時株主資本2億円以上かつ上場時価総額3億円以上又は上場時株主資本正かつ上場時価総額5億円以上</p> <p>現行では、直前事業年度の営業利益が正</p> <p>他の取引所では、新興成長企業向け市場への申請の場合、提出を要しないこととなっている。</p>
---	---	---

<p>2. 立会外取引の申込時間の延長</p>	<p>立会外取引の申込時間を午前8時30分から9時まで、午前11時から午後0時30分まで及び午後3時30分から午後5時までとする。(半休日は、午前8時30分から9時まで及び午前11時から正午までとする。)</p>	<p>現行は、午前8時30分から午前8時50分まで、午前11時から午後12時30分まで、午後3時30分から午後4時まで</p>
<p>3. 事前公表型の自己株式取得に関する規定整備</p> <p>(1)届出及び公表</p> <p>(2)買付執行日及び決済</p> <p>(3)買付値段</p>	<p>立会外取引制度において、事前公表型の自己株式取得に関する売買制度(以下、立会外自己株式取得取引という。)を整備することとし、正会員が上場会社から自己株取得のための買付の受託をした場合には以下の要領で売買を執行することができるものとする。</p> <p>正会員は、立会外自己株式取得取引を行う時は、あらかじめ本所に届出るものとし、本所が当該届出を受理した場合には、買付要領を公表する。</p> <p>立会外自己株式取得取引は、本所が届出を受理した日の翌日に売買を成立させるものとし、買付執行日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、買付執行日が配当落ち又は権利落ちの日並びに(株)証券保管振替機構が実質株主の通知を行うため本所が必要と認める日に当たるときは、買付執行日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>立会外自己株式取得取引の値段は、届出を受理した日の最終値段(最終気配値段を含み、当該日に最終値段及び最終気配値段がない場合には本所がその都度定める値段)とする。</p>	<p>現在の立会外終値取引で事前公表型の自己株式取得を行った場合、他の買い注文が入ると上場会社が希望する株数を買付けすることができなくなる。</p> <p>より確実に機動的に自己株式の取得が行えるように立会外自己株式取得取引制度を新設する。</p>

<p>(4) 売付申込時間</p> <p>(5) 売買契約の締結</p> <p>(6) 制約</p> <p>(7) 信用取引</p>	<p>立会外自己株式取得取引の買付に対する売付の申込時間は、売買執行日の午前 8 時 30 分から 8 時 50 分までとする。</p> <p>立会外自己株式取得取引の売買契約は、買付の申込に対して、売付の申込を(3)に掲げる値段により対当させることにより売買を成立させる。ただし、売付申込数量が買付総数量を超えているときは、立会外取引特例施行規則第 6 条に定める方法により対当させるものとする。</p> <p>会員は、本所が買付要領を発表する以前に、当該買付けについて売付けの勧誘を行ってはならない。</p> <p>信用取引及び貸借取引は行うことができない。</p>	
<p>4 . 転換社債型新株予約権付社債の上場制度の見直し</p> <p>(1) 上場審査基準</p> <p>消化件数等</p>	<p>求めないこととします。</p>	<p>使い勝手のよい C B 市場を提供するとともに、投資家に多様な投資対象を提供する観点から、国内の他の取引所と同様に少数の機関投資家のみによって取得された銘柄であっても上場対象となるよう、消化件数等に係る上場審査基準を撤廃するとともに、高額な額面である銘柄の上場を可能とするなどの対応を図ることとする。</p> <p>現行では、発行者が指定したものの以外の者による消化額が発行額面総額の 50% 以上かつ消化件数が 1,000 件以上であることを求めています。</p>

<p>社債額面の多様化</p> <p>転換価額の修正条件等</p> <p>(2) 上場廃止基準</p> <p>売買高</p> <p>(3) 売買制度</p>	<p>200万円、300万円、400万円及び500万円額面の本券を認めることとします。</p> <p>上場申請銘柄の転換価額の修正条件等に関して、修正の頻度、修正の際に用いる株価の算定期間及び修正の際に用いる株価の時価に対する水準等を勘案し、上場銘柄としてふさわしくないものと本所が認める銘柄については、上場対象としないこととします。</p> <p>撤廃します。</p> <p>消化件数等に係る上場審査基準が撤廃されることに伴い、幹事証券会社については、当該C Bについて円滑な流通の確保に努める旨の規定を設けます。</p>	<p>現行は、10万円、50万円、100万円に限定している。</p> <p>具体的には以下のような条件が付された銘柄は上場対象となりません。</p> <p>随時、転換価額が修正される。</p> <p>修正後転換価額が特定日又は特定の短期間の株価を基に算定される。</p> <p>修正後転換価額が時価を下回る。</p> <p>現行は、最近1年間の月平均売買高が額面50万円未満の場合に上場廃止としています。</p>
<p>・実施時期(予定)</p>	<p>平成17年12月上旬を目途に実施します。</p>	

以上